

個人情報保護委員会ヒアリングにおける質問に対する回答

【高村委員ご質問】

6 ページ(3)について、『同意以外の方法についても検討することが適当』とのことだが、現行の個人情報保護法でも、公衆衛生例外等の例外規定を設けているところ、これらの例外規定でまかないきれない事態は生じているのか。また、そういう事態について、どういう規定があれば、個人の権利利益の保護も含めてうまく対応ができるか教えていただきたい。

【経団連回答】

- ヘルスケア分野においては、多くのデータが要配慮個人情報に該当し、二次利用に制約がかかる状況がある。学術研究、あるいは公衆衛生にかかる例外規定については、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A)において活用事例を含め一定程度の解釈が示されたものの、未だ同例外への該当性が十分に明らかではないため、企業はリスクを恐れて例外規定での活用に踏み切れず、現状では十分に利活用が進んでいない。
- 引き続き例外規定の明確化が求められる一方、例外規定のみによるデータ活用には限界がある。EU においては、個人の権利利益の保護を図りながらヘルスケアデータの活用を促進するために、GDPR（一般データ保護規則）に対する特別法としての EHDS（European Health Data Space）法案が審議されており、このなかで同意による入口規制から利活用時の審査による出口規制への転換が企図されている。これに倣い、わが国においてもヘルスケア分野におけるデータ利活用の重要性に鑑み、同意によらない出口規制の導入を実現すべく、個人情報保護法に対する特別法の制定も含めた日本版 EHDS の整備することを、経団連としてかねて提言している。¹

¹ 経団連「Society 5.0 時代のヘルスケアⅣ」（2023 年 2 月 14 日）
https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/009_honbun.html

- また、第三者提供における本人同意について、GDPRにおける契約の履行（performance of a contract）のような例外を設けることを希望する意見も寄せられた。例えば、ホテル等の予約に関するマッチングプラットフォームにおいて、予約をすることでユーザーの個人情報が当該ホテル等に提供されることは当然に想定される。このように、ユーザーが予見可能な範囲における情報の適正利用に関しては、同意を必須としないことでユーザーの同意疲れを軽減することができるのではないか。

以 上